

(平成28年9月5日提出)

# 平成28年9月議会定例会議案

新 潟 市



## 平成28年9月議会定例会議案

### 目 次

議案第76号	平成28年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第77号	平成28年度新潟市介護保険事業会計補正予算	8
議案第78号	平成28年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算	11
議案第79号	新潟市区役所出張所設置条例の一部改正について	14
議案第80号	新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について	15
議案第81号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	16
議案第82号	新潟市旅館業法施行条例の一部改正について	18
議案第83号	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	20
議案第84号	市道路線の認定及び廃止について	別冊
議案第85号	訴えの提起について	33
議案第86号	訴えの提起について	34
議案第87号	調停の申立てについて	35
議案第88号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	36
議案第89号	教育委員会委員の選任について	37
議案第90号	財産の取得について	38
議案第91号	契約の締結について	39
議案第92号	契約の締結について	40
議案第93号	契約の締結について	41
議案第94号	契約の締結について	42
議案第95号	未処分利益剰余金の処分について	43
議案第96号	未処分利益剰余金の処分について	44
議案第97号	決算の認定について	45

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・ 4 6

諮問第 4 号 地方自治法第 2 0 6 条の規定に基づく審査請求に関する諮問について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7

議案第 76 号

**平成 28 年度新潟市一般会計補正予算（第 3 号）**

平成 28 年度新潟市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 278,172 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 360,775,044 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		54,145,556	48,425	54,193,981
	2 国庫補助金	18,202,379	48,425	18,250,804
22 繰越金		407,294	50,147	457,441
	1 繰越金	407,294	50,147	457,441
24 市債		48,907,000	179,600	49,086,600
	1 市債	48,907,000	179,600	49,086,600
歳入合計		360,496,872	278,172	360,775,044

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		43,663,985	153,900	43,817,885
	1 総務管理費	39,350,163	153,900	39,504,063
3 民生費		114,210,084	118,936	114,329,020
	2 児童福祉費	38,659,635	65,400	38,725,035
	3 障がい福祉費	18,490,961	31,340	18,522,301
	5 老人福祉費	23,309,775	22,196	23,331,971
10 教育費		26,168,788	5,336	26,174,124
	7 生涯学習費	2,844,052	5,336	2,849,388
歳 出 合 計		360,496,872	278,172	360,775,044

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	万代・宮浦乳児保育園及び東地域保健福祉センター整備事業	62,500



### 第3表 債務負担行為補正

#### 1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)新潟食料農業大学創設費補助事業	平成29年度	208,000
政令指定都市移行10周年記念事業	平成29年度	7,500

第4表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報通信機器整備事業費	115,400	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

## 2 変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
保育所整備事業費	80,300	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	136,200	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
障がい福祉施設整備事業費	18,800	又は債券発行（他の地方公共団体と共同発行を含む。）	利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率）	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	27,100	又は債券発行（他の地方公共団体と共同発行を含む。）	利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率）	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 77 号

**平成 28 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）**

平成 28 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 459,545 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75,146,787 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		17,156,218	20,897	17,177,115
	2 国庫補助金	4,240,841	20,897	4,261,738
4 県支出金		10,675,909	10,448	10,686,357
	2 県補助金	261,558	10,448	272,006
8 繰越金		1	428,200	428,201
	1 繰越金	1	428,200	428,201
歳入合計		74,687,242	459,545	75,146,787

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金			459,545	459,545
	1 償還金		459,545	459,545
歳 出 合 計		74,687,242	459,545	75,146,787

議案第 78 号

**平成 28 年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）**

平成 28 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,530 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,551,829 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	19,530	19,531
	1 繰越金	1	19,530	19,531
歳入合計		7,532,299	19,530	7,551,829



歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		7,054,296	19,530	7,073,826
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	7,054,296	19,530	7,073,826
歳 出 合 計		7,532,299	19,530	7,551,829

議案第 79 号

**新潟市区役所出張所設置条例の一部改正について**

新潟市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例**

新潟市区役所出張所設置条例（平成 18 年新潟市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表西区役所西出張所の項中「新潟市西区内野町 415 番地 1」を「新潟市西区内野町 413 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。

議案第 80 号

**新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について**

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例**

新潟市地域保健福祉センター条例（平成 9 年新潟市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 西区西地域保健福祉センターの項中「新潟市西区内野町 471 番地」を「新潟市西区内野町 413 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。

議案第 8 1 号

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について**

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日 提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第 2 条第 1 8 号、第 1 7 条及び第 2 1 条第 2 項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第 2 8 条第 2 項及び第 5 7 条第 2 項中「第 1 3 条第 2 項各号」を「第 1 3 条第 3 項各号」に改める。

「第 1 2 章 情緒障害児短期治療施設」を「第 1 2 章 児童心理治療施設」に改める。

第 9 0 条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第 9 1 条第 1 項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第 4 項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第 1 3 条第 2 項各号」を「第 1 3 条第 3 項各号」に改める。

第 9 2 条（見出しを含む。）及び第 9 3 条から第 9 7 条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第 9 9 条第 2 項及び第 1 1 0 条第 2 項中「第 1 3 条第 2 項各号」を「第 1 3 条第 3 項各号」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第28条第2項及び第57条第2項の改正規定、第91条第4項の改正規定（「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。）並びに第99条第2項及び第110条第2項の改正規定 平成28年10月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成29年4月1日

議案第 8 2 号

### 新潟市旅館業法施行条例の一部改正について

新潟市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

新潟市旅館業法施行条例（平成 2 4 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 5 号ウ中「旅館業法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 8 号。以下「省令」という。）第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる」を「収容定員を 1 0 人未満として申請がなされた」に改め、同条第 3 項第 1 号中「省令」を「旅館業法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 8 号。以下「省令」という。）」に改め、「及び簡易宿所営業の施設」を削り、「2. 5 平方メートル」の次に「（簡易宿所営業の施設にあつては、1. 6 5 平方メートル）」を加え、同項第 2 号中「（簡易宿所営業の施設を除く。）」を削り、同項に次の 1 号を加える。

（3） 省令第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる施設（簡易宿所営業の施設に限る。）の客室は、客室ごとに有効面積 3. 3 平方メートルにつき 1 人

第 6 条第 7 号イの表以外の部分中「掲げる数」の次に「以上」を加え、同号イの表中

「

1 人以上 1 0 人以下	2 個	1 個
---------------	-----	-----

を

」

「

1 人以上 5 人以下	1 個	1 個
6 人以上 1 0 人以下	2 個	1 個

に

」

改め、同号ウに次のただし書を加える。

ただし、共同用の便所の大便器が1個の施設については、この限りでない。

第7条第1項第3号に次のただし書を加える。

ただし、収容定員を10人未満として申請がなされた施設については、この限りでない。

第7条第1項に次の1号を加える。

(4) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。ただし、次のア及びイのいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることを要しない。

ア 玄関帳場その他これに類する設備に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

第9条第1号中「第6号まで」の次に「(簡易宿所営業の施設にあっては、第6条第3号から第6号まで)」を加え、同条第3号に次のただし書を加える。

ただし、簡易宿所営業の施設については、この限りでない。

第9条第4号に次のただし書を加える。

ただし、簡易宿所営業の施設については、4.8平方メートル以上であること。

第10条中「前条第3号」を「前条第4号本文」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

議案第 83 号

**新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について**

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 項に次の 2 号を加える。

（4）新潟都市計画美咲町地区地区計画の計画図に表示する D 地区（以下「美咲町 D 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 4 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

（5）新潟都市計画美咲町地区地区計画の計画図に表示する E 地区（以下「美咲町 E 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 5 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

第 3 条第 3 3 項第 2 号中「B 地区（）」を「B-1 地区（）」に、「舟戸 B 地区」を「舟戸 B-1 地区」に改め、同項第 3 号中「別表第 2 ア欄第 3 項」を「別表第 2 ア欄第 4 項」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）新潟都市計画舟戸地区地区計画の計画図に表示する B-2 地区（以下「舟戸 B-2 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 3 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

別表第 2 美咲町地区地区計画区域の項ア欄中「トランクルーム認定規程（平成 3 年運輸省告示第 184 号）第 5 条第 1 項により認定を受けたものは」を「倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 25 条の規定により認定を受けたものを」に、



「

(3) 令第130条の5の3第2号に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

」

「

(3) 令第130条の5の3第2号に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

4 美咲町D地区内に建築してはならない建築物

(1) 法別表第2(い)項第1号(兼用住宅を含む。), 第3号, 第5号及び第7号に掲げるもの

(2) 法別表第2(に)項第5号, (ほ)項第2号及び第3号, (へ)項第5

に改め、同項ウ欄中「

号，（と）項第  
2号から第4号  
まで，（り）項  
第3号，（ぬ）  
項第1号並びに  
（を）項第4号  
に掲げるもの

（3） ボーリン  
グ場及びスケー  
ト場

5 美咲町E地区内  
に建築してはなら  
ない建築物

（1） 法別表第  
2（い）項第1  
号（兼用住宅を  
含む。）及び第  
3号，（ほ）項  
第2号，（へ）  
項第5号（倉庫  
業法第25条の  
規定により認定  
を受けたものを  
除く。），（と  
）項第3号及び

第4号，（り）  
 項第3号並びに  
 （ぬ）項第1号  
 に掲げるもの  
 （2） 原動機を  
 使用する工場で  
 作業場の床面積  
 の合計が50平  
 方メートルを超  
 えるもの（作業  
 場の床面積の合  
 計が300平方  
 メートルを超え  
 ない自動車修理  
 工場を除く。）

」

及び美咲町C地区内」を「，美咲町C地区内及び美咲町E地区内」に，「1，000平方メートル」を「1，000平方メートル。ただし，巡查派出所，公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除き，美咲町E地区内における，作業場の床面積の合計が150平方メートルを超える自動車修理工場にあつては，10，000平方メートル」に改め，同項エ欄中

「

「

3 美咲  
 町C地  
 区内に

3 美咲  
 町C地  
 区内に

あつて  
は都市  
計画道  
路新潟  
小須戸  
線沿線  
の公共  
空地敷  
地界か  
らは3  
メート  
ル，地  
区1号  
幹線道  
路，地  
区2号  
幹線道  
路，地  
区3号  
道路，  
地区4  
号道路  
又は市  
道南3  
－86

を

あつて  
は，都  
市計画  
道路新  
潟小須  
戸線沿  
線の公  
共空地  
敷地界  
からは  
3メー  
トル，  
地区1  
号幹線  
道路，  
地区2  
号幹線  
道路，  
地区3  
号道路  
，地区  
4号道  
路又は  
市道南  
3－8

に改め，同項才欄中「及び美咲町C地区内」

号線の  
道路境  
界線か  
らは3  
メート  
ル, そ  
の他の  
区画道  
路の道  
路境界  
線から  
は2メ  
ートル

」

6号線  
の道路  
境界線  
からは  
3メー  
トル,  
その他  
の区画  
道路の  
道路境  
界線か  
らは2  
メート  
ル

4 美咲  
町D地  
区内に  
あって  
は, 都  
市計画  
道路新  
潟小須  
戸線の  
公共空  
地敷地

界から  
は3メ  
ートル  
，地区  
1号幹  
線道路  
，地区  
2号幹  
線道路  
又は市  
道新光  
町堀割  
町線の  
道路境  
界線か  
らは3  
メート  
ル，そ  
の他の  
区画道  
路の道  
路境界  
線から  
は2メ  
ートル

。ただ  
し，バ  
ス停留  
所の上  
屋にあ  
っては  
，この  
限りで  
ない。

5 美咲  
町E地  
区内に  
あって  
は，地  
区2号  
幹線道  
路，市  
道南3  
-86  
号線又  
は市道  
新光町  
堀割町  
線の道  
路境界

線から  
3メー  
トル、  
その他  
の区画  
道路の  
道路境  
界線か  
ら2メ  
ートル  
。ただ  
し、バ  
ス停留  
所の上  
屋にあ  
っては  
、この  
限りで  
ない。

」

を「、美咲町C地区内及び美咲町E地区内」に、「ならない」を「ならない。ただし、飛行場外離着陸場の離着陸に係る制限区域については、30メートルを超えてはならない」に改め、同項カ欄中

「

美咲

「

1

美



町 A 地  
区内及  
び美咲  
町 B 地  
区内に  
あって  
は、高  
さ 1 メ  
ートル  
以下の  
もの。  
ただし  
、 網 状  
その他  
これに  
類する  
形状と  
するも  
のは、  
この限  
りでな  
い。

を

」

咲町  
A 地  
区内  
及び  
美咲  
町 B  
地区  
内に  
あつ  
ては  
、 高  
さ 1  
メー  
トル  
以下  
のも  
の。  
ただ  
し、  
網 状  
その  
他こ  
れに  
類す  
る形

に改め、同表第 2 舟戸地区地区計画区域の項ア欄

状と  
する  
もの  
は、  
この  
限り  
でな  
い。

2 美  
咲町  
C地  
区内  
，美  
咲町  
D地  
区内  
及び  
美咲  
町E  
地区  
内に  
あつ  
ては  
，道  
路境

界線  
から  
当該  
道路  
に係  
る壁  
面の  
位置  
の制  
限に  
掲げ  
る距  
離以  
上離  
さな  
けれ  
ばな  
らな  
い。

」

中「舟戸B地区内」を「舟戸B-1地区内」に、

「

「

3 舟戸C地区内に  
建築してはならな  
い建築物

3 舟戸B-2地区  
内に建築してはな  
らない建築物

(1) 法別表第

2 (に) 項第 5

号及び第 6 号に

掲げるもの

(2) 法別表第

2 (り) 項第 2

号から第 4 号ま

でに掲げるもの

を

(1) 法別表第

2 (は) 項第 2

号, 第 3 号及び

第 6 号に掲げる

もの

(2) 法別表第

2 (に) 項第 3

号から第 6 号ま

でに掲げるもの

に改め, 同項エ欄中「

」

4 舟戸 C 地区内に

建築してはならな

い建築物

(1) 法別表第

2 (に) 項第 5

号及び第 6 号に

掲げるもの

(2) 法別表第

2 (り) 項第 2

号から第 4 号ま

でに掲げるもの

」

舟戸 B 地区内」を「舟戸 B - 1 地区内, 舟戸 B - 2 地区内」に改め, 同項オ欄中「及び舟戸 B 地区内」を「, 舟戸 B - 1 地区内及び舟戸 B - 2 地区内」に改め, 同項カ欄及びキ欄中「舟戸 B 地区内」を「舟戸 B - 1 地区内及び舟戸 B - 2 地区内」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

**訴えの提起について**

次のとおり訴えを提起するものとする。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

1 被告

別表に掲げる者をそれぞれ被告とする。

2 目的

別表の債権名の欄に掲げる債権に基づく支払請求

3 内容

別表の被告の欄に掲げる者に対しそれぞれ同表の債権名の欄に掲げる債権に基づく支払を請求する。

4 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

別表

被告	債権名
新潟市西区五十嵐 3 の町東 1 3 番 1 4 号 渡邊 俊子	一般廃棄物処理手数料
埼玉県久喜市鷲宮 4 丁目 1 6 番 7 号 原田 君広	一般廃棄物処理手数料
新潟市西区立仏 8 4 番地坂井借家 1 0 号棟 玉木 成美	生活保護費返還金 生活保護費徴収金

議案第 86 号

**訴えの提起について**

次のとおり訴えを提起するものとする。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

1 被告

別表に掲げる者をそれぞれ被告とする。

2 目的

市営住宅及び市営住宅駐車場明渡し等の請求

3 明渡しを請求する物件

別表の被告の欄に掲げる者に対しそれぞれ同表の明渡しを請求する物件の欄に掲げる市営住宅及び市営住宅駐車場の明渡しを請求する。

4 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

別表

被告	明渡しを請求する物件
新潟市北区松浜 5 丁目 10 番地 1 山澤 美樹	松浜町住宅ちとせ棟 4 5 1 号 松浜町住宅第 7 駐車場 1 7 7 番区 画
新潟市江南区曾野木 1 丁目 6 番 1 ー 1 6 5 5 号 風間 知恵	曾野木住宅さくら棟 1 6 5 5 号

議案第 87 号

**調停の申立てについて**

次のとおり調停の申立てをするものとする。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

1 相手方

別表に掲げる者をそれぞれ相手方とする。

2 目的

市営住宅及び市営住宅駐車場に係る滞納家賃及び滞納使用料の支払請求

3 支払請求に係る物件

別表の相手方の欄に掲げる者に対しそれぞれ同表の支払請求する対象物件の欄に掲げる市営住宅及び市営住宅駐車場に係る滞納家賃及び滞納使用料の支払を請求する。

4 その他

(1) 本件については、上記の調停において和解し、又は当該調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅及び市営住宅駐車場の明渡し請求等の訴訟を提起することができるものとする。

(2) 上記の訴訟において必要があるときは、上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

別表

相手方	支払請求する対象物件
新潟市東区藤見町 1 丁目 18 番 1-47 号 田中 智美	新藤見住宅中耐 A 棟 47 号 新藤見住宅第 2 駐車場 91 番区画
新潟市江南区曾野木 1 丁目 21 番 5-102 号 篠原 樹	曾野木住宅 C 号棟 102 号 曾野木住宅第 14 駐車場 602 番区画

議案第 88 号

**固定資産評価審査委員会委員の選任について**

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市中央区沼垂東 4 丁目 1 3 番 6 号

阿部 雅春



議案第 89 号

**教育委員会委員の選任について**

次の者を教育委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市西区五十嵐 2 の町 8 7 1 1 番地 1 5

田中 賢一

議案第 90 号

**財産の取得について**

次の財産を買い入れるものとする。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

財産名	財産の表示	数量
土地	新潟市西区大野字村中 137 番 ほか 17 筆	16,225 平方メートル以内

議案第 9 1 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市民芸術文化会館大規模改修舞台照明設備工事（第 1 期）	979,344,000 円	丸茂電機・興電社・電友舎特定共同企業体  代表者  東京都千代田区神田須田町 1 丁目 2  4 番地  丸茂電機 株式会社  代表取締役 丸茂 正俊  構成員  株式会社 興電社  構成員  株式会社 電友舎

議案第 9 2 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市民芸術文化会館大規模改修舞台音響設備工事（第 1 期）	506,520,000 円	ヤマハサウンドシステム・民電・ヨコセ 特定共同企業体  代表者  東京都中央区日本橋箱崎町 4 1 番 1  2 号  ヤマハサウンドシステム 株式会 社  代表取締役社長 宮脇 精一  構成員  株式会社 民電社  構成員  ヨコセ A V システム 株式会社

議案第 9 3 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
(仮称) 寺山公園屋 内教養施設建設工事	366,444,000 円	新潟市西区善久 8 2 3 番地  株式会社 廣瀬  代表取締役 廣瀬 徳男

議案第 9 4 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
主要地方道新潟中央 環状線（仮称）中ノ 口川橋上部工工事	589,680,000 円	新潟市中央区東大通 1 丁目 2 番 2 3 号北 陸ビル 5 階  藤木鉄工 株式会社  代表取締役 熊倉 吉一

議案第 95 号

**未処分利益剰余金の処分について**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により，平成 27 年度新潟市下水道事業会計未処分利益剰余金 5,733,124,984 円のうち 5,246,907,449 円を資本金に組み入れ，残余を繰り越すものとする。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第 96 号

**未処分利益剰余金の処分について**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により，平成 27 年度新潟市水道事業会計未処分利益剰余金のうち，2,008,374,988 円を建設改良積立金に積み立て，2,413,309,136 円を資本金に組み入れるものとする。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭



議案第 97 号

**決算の認定について**

平成 27 年度新潟市下水道事業会計決算，平成 27 年度新潟市水道事業会計決算及び平成 27 年度新潟市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

決算書及び決算審査意見書は，別冊のとおり。

諮問第 3 号

**人権擁護委員候補者の推薦について**

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を問う。

平成 28 年 9 月 5 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市中央区長潟 1 丁目 1 5 番 5 号

齋藤 誓

新潟市南区白根ノ内七軒 6 3 5 番地

二瓶 富美子

新潟市南区大通南 3 丁目 1 0 8 番地 1

牧野 純子

新潟市南区大別當 8 6 5 番地

五十嵐 美

諮問第4号

**地方自治法第206条の規定に基づく審査請求に関する諮問について**

次のとおり下記の審査請求人から給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされたので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）第34条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第4項の規定により、議会の意見を伺う。

平成28年9月5日提出

新潟市長 篠田 昭

1 審査請求人

新潟市中央区窪田町7丁目402番地4

岩井 涼二

2 審査請求年月日

平成27年3月17日

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

教育委員会が平成27年1月21日付けで審査請求人に対してした退職手当支給制限処分の取消しを求めたもの。

(2) 理由

平成26年6月2日から同年11月5日までの間に、公共性の高い金銭を横領したことにより懲戒免職処分となった審査請求人について、非違行為が発覚する前に当該非違行為を自主的に申し出たこと、申し出た時点で横領した金員は既に完済し重大な損失は生じていなかったこと、過去に類似の非違行為はなく、約20年にわたり教諭として高い評価を得ていたこと及び当該非違行為に至った経緯に情状酌量されるべき点があることから、退職手当支給制限処分は重すぎるため、当該退職手当支給制限処分は取り消されるべきであるとするもの。